

八尾市立東中学校 いじめ防止基本方針

八尾市立東中学校

令和8年4月1日

もくじ

第1章 いじめ防止に関する考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 組織体制

第2章 いじめ防止に関する基本的な考え方

- 1 未然防止
- 2 早期発見
- 3 家庭や地域との連携

第3章 事象が発生した場合の考え方・対応

- 1 基本的な考え方
- 2 対応について
- 3 いじめ解消の定義

第4章 重大事態への対処について

第1章 いじめ防止に関する考え方

《宣言》

私たち八尾市立東中学校は、いじめを許さない教育をめざし、安心して豊かな心を育む学校づくりを行います。

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることも絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「いじめについて深く考え、いじめは絶対にいけないものである」ことの意識の浸透を教育目標とし、お互い違いを認め合い、ともに学びともに生きることができる学校環境を整える。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に行うのではなく、被害を受けた生徒の立場に立って組織的に行う必要があり、本校においても「いじめ対策委員会」を中心に全校体制で生徒の実態把握に努めている。

「いじめ」の中には、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが大切であると考えている。

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめは起こる」という前提に立って考える必要があると認識している。日頃から生徒の様子をチェックすることで、生徒の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的に行っている。

本校では、全教職員・全生徒が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、絶対にいじめを起こさせないという風土を学校に定着させ、児童生徒が安心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりこそ「いじめ防止」の基本であるとの認識をもち取り組んでいく。

※具体的には次のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5)【新】

3 組織体制

(1) 基本的な考え方

いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。

いじめへの対応を組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

いじめの問題等に関する指導記録については、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

(2) 構成委員

「いじめ対策委員」の構成委員会

校長、教頭、首席、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当 1 名、

人権教育推進担当、スクールカウンセラー

※いじめ対策委員会においては、生徒指導部会を中心とし、課題・検討・実証等を行う。

(3) いじめ対策委員会の役割

- ・学校いじめ対策基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。
- ・基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーの活用や関係機関との連携も図る。

(4) 年間計画

| | 取組内容 | | 取組内容 |
|----|---|-----|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・学級組織づくり（集団づくり） ・いじめ対策委員会（年間計画の確認、家庭訪問での情報共有） | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化祭（集団づくり） ・いじめ対策委員会 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳（いじめのない世界へ） ・脱いじめ傍観者教育 ・1年宿泊学習（集団づくり） ・いじめ対策委員会 | 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート② ・教育相談 ・いじめ0キャンペーン（生徒会活動） ・いじめ対策委員会 ・2年校外学習（集団づくり） |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳（いじめのない世界へ） ・学校生活アンケート① ・教育相談 ・3年修学旅行（集団づくり） ・いじめ対策委員会（いじめ相談窓口の周知） | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動（振り返り） ・いじめ対策委員会（状況報告と取り組みの検証） ・個人懇談（家庭生活・学校での様子の情報共有） ・小学生授業・クラブ体験 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動（振り返り） ・いじめ対策委員会 ・個人懇談（家庭生活・学校での様子の情報共有） | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳（いのちを考える） ・命を育む教育（赤ちゃん先生） ・いじめ対策委員会 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（いじめ対応） ・いじめ対策委員会（アンケート結果からの進捗確認） | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート③ ・教育相談 ・いじめ対策委員会（年間の取り組み検証） ・ピンクシャツデー |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・体育大会（集団づくり） ・道徳（いのちを考える） ・いじめ対策委員会 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動（振り返り） ・いじめ対策委員会 ・学年集会 |

第2章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 未然防止

① 基本的な考え方

未然防止の基本として、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができることが必要である。そのため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていく。そして、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく。

いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての生徒を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのため、未然防止の取り組みの成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、生徒の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取り組みを定期的に検討し、PDCAサイクルで取り組みを継続する。

② 未然防止のための取り組み

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・教職員の言動が、児童（生徒）を傷つけたり、他の児童（生徒）によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、生徒の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- ・いじめの問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- ・いじめについて理解を深め、いじめを指摘できる姿勢を育成する。
- ・生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。
- ・「発達障がいを含む、障がいのある生徒」「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる生徒」「新型コロナウイルスに感染した生徒または家族が感染した生徒」など、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

③ 重点項目

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
- ・いじめ防止についての取組みを行う。
- ・学活時に心の教育に取り組むことで、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・いじめの態様や特質、具体的な指導上の留意点などについて、教職員全員で共通理解を図る。
- ・状況に応じて、校内授業研究や、SC・SSWを講師とした研修を行う。

2 早期発見

① 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを共通認識し、見逃したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。

暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用方法について、情報モラル教育を進めるとともに保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。

家庭の連絡（家庭訪問・個人懇談等）から知りえた情報を大切にする。また、情報を基に連絡・報告・相談の徹底と、これからの学校の対応の方針を検討し、保護者と連絡を密にする。

② 早期発見のための取組み

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・(学年) 生徒指導や保健室・SC ルームの利用等、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制

を整える。また、定期的に体制を点検する。

- ・学期に一度アンケートを実施し、結果を分析し必要に応じて懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における生徒の様子の変化を把握できるようにする。
- ・いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。
- ・普段から生徒の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。
- ・集まったいじめに関する情報は教職員全体で共有する。

③ 重点項目

- ・各学期に1度「学校生活アンケート」を行い、いじめの実態把握に取り組む。

3 家庭や地域との連携

① 基本的な考え方

子どもは、家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要である事を理解して頂き、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴えることが大切である。

学校基本方針等について理解を得ることや様々な機会を促えた訴えにより、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広め、生徒に対して、学校と家庭が同一歩調で対応できるように、信頼関係の構築を図る。

② 家庭や地域との連携についての取組

- ・地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- ・地域と連携して取り組みを推進する。
- ・学校通信や学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深める。
- ・家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- ・地区別の懇談会や住民懇談会等において、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ・地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ・校外での生徒の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

③ 重点項目

- ・年度当初の家庭訪問や、学校通信などを通じて、学校のいじめ防止に取り組む姿勢を家庭に理解してもらい、協力体制を築く。
- ・学校評議委員会を活用し、学校のいじめ未然防止に関する取り組む計画について協議する。

第3章 事象が発生した場合の考え方・対応

1 基本的な考え方

いじめ事象を発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。その際に、被害生徒に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたるようにする。

教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導し、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。

教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたり、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。また、教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。必要に応じて支援を要請する。

2 対応について

① いじめの発見・通報を受けたときの流れ

いじめられている生徒の保護者からの訴え



保護者からの訴えを聞いた教職員（担任）の対応

- ・決して一人で抱え込むことなく、管理職に報告し、組織的に対応にあたる。
- ・当該生徒の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、生徒の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

校長の対応

- ・校内緊急体制の構築（いじめ対策委員会）
- ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
- ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
- ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。
- ・教育委員会への報告・支援要請
- ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行なう。また、生徒の状況により大阪府教育庁に対して「緊急支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
- ・関係機関への支援要請
- ・生徒の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が発生した場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。
- ・保護者への対応
- ・初期対応では、被害・加害の生徒の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応が必要である。

② 対応方法例

| | | |
|---|--------------------------|--|
| A | 被害生徒への安全確保 | 被害を受けた生徒へ担任・養護教諭・SCからの心のケア |
| B | 加害生徒への説諭 | 担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問、生徒指導・管理職による説諭 |
| C | 学級での話し合い | 学級全体の問題として捉え、各自が自分の行動の振り返りと、学級の連帯感、人間関係の確立 |
| D | 加害・被害の生徒による話し合い | 状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合い |
| E | 教職員、管理職による講話 | 学級会・学年集会・全校集会等での講話 |
| F | ゲストティーチャーによる講話 | 保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・全校生徒への講話 |
| G | 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加 | 加害の生徒が自主的に取り組む事ができるような活動への参加 達成感や人間関係の深化が得られるような行事活動を企画、学級・学年や学校全体で取り組み |
| H | 生徒会の活動 | 学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができる、生徒会活動として取り組み |
| I | 読書・映画等の教材活用、感想文 | 加害生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画の加害生徒への紹介や、話し合い |
| J | 家庭での話し合い | 保護者の協力を得て、加害生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理 |
| K | 作文、反省文、プレゼン等による加害生徒の意思表示 | 家庭で話し合った結果を文章にまとめ、今後の決意の表明 |
| L | 保護者との連携 | 加害生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うため助言・説諭を行うなど保護者の協力の要求 |
| M | 「非行防止教室」の活用・連携した取組 | いじめ未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催 |
| N | 少年サポートセンターとの連携 | 少年相談、立ち直り支援活動等の活用 |
| O | 警察、福祉関係への相談・通報 | 相談・通報をもとに、外部関係・施設等と連携した対応の進め |
| P | スクールカウンセラーとの連携 | 中学校に配置しているスクールカウンセラーと連携、カウンセリングを通して生徒および保護者への対応 |
| Q | 市町村問題解決チームの支援要請 | 事案に応じた専門家の助言・支援を要請 |
| R | 諸機関との連携 | 事案に応じた諸機関との連携を要請 |

※対応方法については、事象を基に多様に組み合わせ、指導を行う。

③ 対応時の留意点

いじめを受けている生徒への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害生徒に責任を転嫁する指導は、当該の生徒の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長したりすることになる。教職員は、生徒の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、生徒を見守り、生徒の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・事実の確認のため、保護者からの断りがない限り、基本的に録音を行う。

加害生徒への対応

- ・いじめを受けた生徒や周囲の生徒から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた生徒の気持ちに共感しながら、加害生徒の行動の変容につなげる。
- ・加害生徒の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた生徒に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・個々に正確な事実を確認し、学年（学校）全体で対応策を考える。
- ・事実の確認のため、保護者からの断りがない限り、基本的に録音を行う。

「観衆」や「傍観者」になっている生徒への対応

- ・はやし立てる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの生徒へも、学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。
- ・上記の意識を高めるために、脱いじめ傍観者教育を各学年で実施する。

保護者への対応

ア) 被害生徒の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行うことが重要である。それが、生徒や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
- ・今後の対応については、被害生徒に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示すことが重要である。

イ) 加害生徒の保護者への対応

- ・加害生徒を指導するという観点だけでなく、生徒の理解を根底とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害生徒の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

④情報提供

- ・いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して生徒を支える体制をつくるのが大切である。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、速やかに行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する。(関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する)
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。
- ・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

第4章 重大事態への対処について

【重大事態】 *いじめ防止対策推進法第28条より

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等)
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、先ず、必要に応じて事実関係の確認(いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく確認)を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。))

・学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

令和8年4月 改定